

別紙

諮問第595号

答 申

1 審査会の結論

「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」ほか1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「児童福祉審議会に意見聴取を行うにあたり、〇〇児童相談所が作成した請求者の保有個人情報等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事（以下「都知事」という。）が平成29年3月17日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 趣旨

原処分取消し及び交付された文書の非開示部分の開示を求める。ただし、条例16条2号に当たる非開示箇所については、審査請求の対象外とする。

イ 理由

(ア) 原処分における非開示部分は、条例16条2号に該当する場合を除いて条例16条6号により非開示とされているが、同号は児童相談所の業務の詳細に関する情報全てを非開示とするものではない。非開示部分は相談業務の詳細ではなく、相談援助過程において〇〇児童相談所が取得した審査請求人の個人情報であり、審

査請求人は〇〇児童相談所が保有する審査請求人本人の情報を知る権利を有する。

また、非開示部分がたとえ〇〇児童相談所の判断で記述されたものであったとしても、同号は児童相談所の判断、診断、援助方針を全て非開示とするものではなく、業務の適正な遂行に支障を来す場合に限られる。

(イ) 児童相談所は、東京都児童福祉審議会に意見を求めようとするときは、その内容等について迅速かつ懇切に説明を行うべきであるが、〇〇児童相談所は審査請求人親子に対するこの説明を怠っており、また、審査請求人親子に対する支援は、実際には主観に凝り固まった押し付けである。〇〇児童相談所は、原処分における非開示の理由について「適正な業務に支障が生じるおそれがあるため」とするが、審査請求人親子に対する指導・援助は既に過去のものであり、また、非開示部分に係る情報を提供者本人に開示することで、適正な業務の支障を来すとは考え難く、むしろ不適正な業務を助長するものである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要

##### ア 「諮問・報告年月日」欄

非開示とした部分は、東京都（以下「都」という。）の附属機関である東京都児童福祉審議会（以下「当該審議会」という。）の事務に関する情報である。当該審議会の子供権利擁護部会の開催日時等は公表しておらず、当該情報が開示されると、当該審議会における審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当な利益を及ぼすおそれがあり、当該審議会の適正な運営に支障が生じるおそれがある。

また、非開示とした部分は、児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することによって、相談援助の方針が明らかになり、又は当該審議会との信頼関係が損なわれ、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### イ 「相談種別」、「相談者」及び「相談年月日」欄

非開示とした部分は、児童相談所が受け付けた相談の詳細又はそれに対する評価に関する情報である。

「相談種別」は単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であり、これらの児童相談所の評価や見解、相談援助の方針の決定の過程等が明らかになると、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、そのため児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

「相談者」及び「相談年月日」には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を記載している。これらを開示することによって、当該関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### ウ 「(事例の概要)」欄

非開示とした部分は、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の第三者の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示とした部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を記載している。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

さらに、非開示とした部分は、児童相談所の相談業務の詳細に関する情報である。相談業務の詳細は、単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であり、当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、そのために今後の児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

加えて、これらが開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童

福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性を否定できず、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所の児童相談業務に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### エ 「（児童相談所の援助方針と援助経過）」欄

非開示とした部分は、児童相談所の相談業務の詳細又は評価・判断に関する情報である。

相談業務の詳細には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を記載している。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

また、相談業務の詳細及び評価・判断を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、そのために今後の児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

さらには、これらが開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性を否定できず、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における児童相談業務に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### オ 「保護者」欄

非開示とした部分は、保護者指導措置の内容及び保護者の意向に関する児童相談所の相談業務の詳細又は評価・判断に関する情報であり、これらを開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、そのために今後の児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

また、これらが開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性を否定できず、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における児童相談業務に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

さらに、当該部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を記載している。これを開示することによって、当該関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### カ 「子ども」欄

非開示とした部分には、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の第三者の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

非開示とした部分は、子供の心身の状態に関する児童相談所の評価・判断に係る情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報である。これらの記録は単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であり、当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、そのために今後の児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

また、相談業務の詳細には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を記載している。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

さらには、これらが開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性を否定できず、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における児童相談業務に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

キ 「（審議会諮問の理由）」欄

非開示とした部分には、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の第三者の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示とした部分は、児童相談所の相談業務の詳細、評価又は当該審議会への諮問の判断に関する情報である。これらが開示されることによって、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなるおそれがあり、また、当該関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

(2) 第〇回援助方針会議資料（A提案）

ア 「会議日」欄

非開示とした部分は、児童相談業務の詳細に関する情報である。援助方針会議の開催は、専ら児童相談所の判断で行われるものであり、都民に非公開で行われる。これを開示することにより、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなるおそれがあり、また、当該関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

また、本資料は、都の附属機関である当該審議会への意見聴取に係る報告のため作成された文書である。これを開示すると、原則非公開とされている当該審議会の開催日等の推測につながるおそれがある。そうすると、当該審議会における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当な利益を及ぼすおそれがあり、当該審議会の適正な運営に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

イ 「相談内容」欄

非開示とした部分には、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の第三者の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、開示請求者以外の情報には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を記載している。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

さらに、非開示とした部分は、児童相談所の相談業務の詳細に関する情報である。相談業務の詳細は、単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であり、これらの児童相談所の評価や見解、相談援助の方針の決定の過程等が明らかになると、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、そのため児童相談所の児童相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### ウ 「社会診断」欄

非開示とした部分は、当該審議会への諮問に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）27条1項2号の措置についての児童相談所の評価・判断又は児童相談業務の詳細に関する情報である。これを開示することによって、児童相談所の評価や見解、相談援助の方針の決定の過程等が明らかとなるおそれがあり、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、また、関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、児童相談所の児童相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### エ 「援助指針」欄

非開示とした部分は、当該審議会への諮問に係る法27条1項2号の措置についての児童相談所の評価・判断又は児童相談業務の詳細に関する情報である。これらを明らかにすると、児童相談所の評価や見解、相談援助の方針の決定の過程等が明ら

かになるおそれがあり、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、そのため児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

また、児童相談業務の詳細には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を記載している。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 9月 1日	諮問
平成30年 6月18日	新規概要説明（第185回第二部会）
平成30年 6月27日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 7月24日	審議（第186回第二部会）
平成30年 9月28日	審議（第187回第二部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 児童福祉司指導措置及びその解除について

法は、6条の3第8項において、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を要保護児童とした上で、第2章第6節「要保護児童の保護措置等」を

設け、次のとおり規定している。

法25条1項において「要保護児童を発見した者は、これを…都道府県の設置する…児童相談所に通告しなければならない。」とし、法26条1項において、当該児童について必要があると児童相談所長が認めたときは、同項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない旨定め、同項1号は法27条に規定する措置を要する場合に、その旨を都道府県知事に報告することを当該措置として掲げている。

法27条1項は、都道府県知事が当該報告を受けた場合には、同項各号に掲げる措置のいずれかを採らなければならない旨定め、その措置として、同項2号では「児童又はその保護者を児童相談所…の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司…に指導させ」ることが掲げられており、当該措置に係る権限について、都においては、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条により都知事から児童相談所長に委任する旨を定めている。

また、法27条6項において、「都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置…を解除…する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。」とし、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）32条1項は、「児童若しくはその保護者の意向が当該解除措置と一致しないとき」がこの場合に該当する旨を定めている。

#### イ 東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会について

法8条1項は、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、都道府県児童福祉審議会を設置することとしており、これを受けて、東京都児童福祉審議会条例（平成12年東京都条例第33号）1条1項及び2項は、児童等の福祉に関する事項を調査審議するため、都知事の附属機関として当該審議会を設置する旨を定めている。実施機関は、法第2章第6節に定めのある業務について、通告の受付や調査等の業務を行い、当該審議会に対して必要な報告を行っている。

当該審議会の子供権利擁護部会は東京都児童福祉審議会条例施行規則（平成12年東京都規則第110号）6条1項の規定に基づいて設置され、「東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会に係る取扱要領」（平成10年4月28日10福児セ事第1034号）において、児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例について

の諮問は同部会に対して行うとともに、その会議は非公開とする旨定められている。

#### ウ 審査会の審議事項

本件開示請求は、審査請求人の子（以下「本児」という。）に係る児童福祉司指導措置の解除について、実施機関が当該審議会に意見聴取を行うに当たり作成した審査請求人に係る保有個人情報の開示を求めるというものである。実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1及び2を特定し、別表2に掲げる非開示部分がそれぞれ同表の非開示条項に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、本件開示請求を受けて行われた一部開示決定の取消し及びこれに係る非開示部分の開示を求めていることから、審査会は、別表2に掲げる本件非開示情報1から12までの非開示妥当性について判断する。

#### エ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、本児に係る児童福祉司指導措置の解除について、当該審議会の会議において諮問・報告を行った年月日が記載されている。

当該審議会の子供権利擁護部会における会議は非公開とされており、また、実施機関の説明によると、同部会の開催日時等は公表していないとのことである。本件非開示情報1を開示した場合、同部会の開催日が明らかとなると、今後の開催日程を予測した関係者が同部会に訪れて議事に干渉し、会議の開催に支障を来すこととなるなど、今後の当該審議会における適正な運営に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2及び11について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、児童相談所が該当すると判断した相談の区分が、本件非開示情報11には、児童相談所が行った判断に関する情報が記載されている。

本件非開示情報2及び11を開示することにより、児童相談所職員の評価や見解、相談援助方針の決定過程等が明らかになると、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われる等の事態が想定され、児童相談所の相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報2及び11は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、本児についての相談が行われた年月日及び相談者に関する情報が記載されている。

本件非開示情報3を開示することにより、相談者に関する情報等が明らかになると、当該相談者からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなるなど、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがあると

認められる。

よって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4、5、10及び12について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4及び12には、本児に対する援助の内容及び援助に至るまでの経緯が、本件非開示情報5には、本児に対して児童相談所が行った援助の方針及びこれに関する経過が、本件非開示情報10には、本児について児童相談所が受け付けた相談内容に関する情報が記載されており、これらには、児童相談所と関係者及び関係機関とのやり取り並びに児童相談所が行った評価・判断に関する情報が含まれている。

本件非開示情報4、5、10及び12を開示することにより、関係者又は関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることが想定される。

また、これらの情報を開示することにより、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われる等の事態が想定され、今後の児童相談所の相談援助活動に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報4、5、10及び12は、条例16条6号に該当し、本件非開示情報4及び10についての同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報6及び7について

審査会が見分したところ、本件非開示情報6には、保護者に対する指導措置の内容及び保護者の意向に関する児童相談所の評価・判断が、本件非開示情報7には、子供の心身の状態に関する児童相談所の評価・判断が記載されている。

本件非開示情報6及び7を開示することにより、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、関係者の反応を懸念するあまり、単なる事実以外の記載をすることに消極的となり、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における相談援助活動に影響を及ぼし、今後の同種の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報6及び7は、条例16条6号に該当し、本件非開示情報

7についての同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報8について

審査会が見分したところ、本件非開示情報8には、本児に係る児童福祉司指導措置の解除について当該審議会に諮問をするに至った理由が、児童相談所の評価・判断を交えて記載されている。

本件非開示情報8を開示することにより、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかになると、関係者からの干渉を招くなど、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報8は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報9について

審査会が見分したところ、本件非開示情報9には、児童相談所における援助方針会議の会議日が記載されている。

実施機関の説明によると、援助方針会議の開催は、専ら児童相談所の判断で、都民に非公開で行われるとのことである。本件非開示情報9を開示することにより、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程等が明らかになると、関係者からの干渉を招くなど、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

よって、本件非開示情報9は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表1 本件対象保有個人情報

1	児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要
2	第〇回 援助方針会議資料（A提案）

別表2 本件非開示情報

本件 非開示 情報	本件対象 保有 個人情報	非開示部分	非開示条項
1	1	「諮問・報告年月日」欄	16条6号
2	1	「相談種別」欄	16条6号
3	1	「相談者」欄 及び「相談年月日」欄	16条6号
4	1	「(事例の概要)」欄の1行目から9行目まで	16条2号 及び6号
5	1	「(児童相談所の援助方針と援助経過)」欄の 2行目、3行目、5行目、6行目、7行目及び 8行目	16条6号
6	1	「保護者」欄	16条6号
7	1	「子ども」欄	16条2号 及び6号
8	1	「(審議会諮問の理由)」欄の1行目から5行目 まで	16条2号 及び6号
9	2	「会議日」欄	16条6号
10	2	「相談内容」欄	16条2号 及び6号
11	2	「社会診断」欄	16条6号
12	2	「援助指針」欄	16条6号